

私立幼稚園児の保護者の皆さんへ 就園奨励費補助金について

各私立幼稚園、教育委員会教育総務室(☎84-5072)

市では、市内に住所を有し、満3歳以上の幼児が私立幼稚園(市外の私立幼稚園を含む)へ通園している世帯に対し、所得の状況に応じ、入園料と保育料を軽減するための就園奨励費補助を行っています。

希望する人は、6月17日(水)までに通園している幼稚園へお申

し出ください。

※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は対象となりません。通園している幼稚園へご確認ください。

対象世帯

- ▷平成27年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯
- ▷平成27年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯
- ▷平成27年度に納付すべき市民税の所得割課税額が171,600円

に下記の①・②の合計を加えた額以下の世帯

- ①16歳未満の扶養親族の数×19,800円
- ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円
 (年齢は、平成26年12月31日現在)
- ▷幼稚園に同時就園している、または小学1～3年生の兄・姉がいる世帯
- ▷生活保護法の規定により、保護を受けている世帯

土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定

建設部維持修繕室
 (☎84-5129)

平成27年3月31日に県より区域指定の告示がされ、土砂災害警戒区域と特別警戒区域として関町市瀬、関町新所、小川町、辺法寺町、両尾町、川崎町、太森町の一部の地域が新たに指定されました。

土砂災害警戒区域とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行われます。

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。

建築物の構造規制



居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

特別警戒区域ではさらに

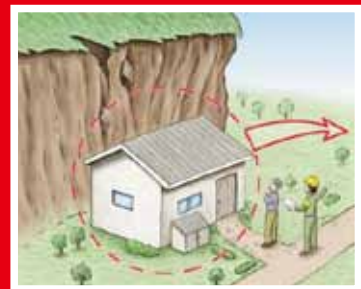


特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移動等の勧告が図られます。移転については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。



※詳しくは県ホームページまたは市ホームページをご覧ください。建設部維持修繕室、建設部建築開発室、建設部営繕住宅室、企画総務部危機管理局危機管理室へお問い合わせください。